

### (3) 戦略的環境アセスメントの基本原則

SEAとは、広範かつ多様な環境配慮を複数案の検討できる政策や早期の計画段階において行うアセスで、社会・経済的側面も踏まえたうえで、環境配慮がなされた意思決定を行うシステムを意味している。制度類型としては、事業アセスと同じEIA型のものや事業アセスと異なる内部調整型のものなどがみられる(表1参照)。ちなみに、戦略アセスの基本原則として、現在EUや国際機関、英国等で考えられているのは、以下の8つの原則を含むものであるといえる。

すなわち、①目的適合：プロセスは、政策及び計画形成の特性に焦点を合わせること、②目標主導：プロセスは、環境上の目標や優先順位に照らして企画すること、③持続可能性志向：プロセスは、環境的に持続可能な選択や提案の特定を容易にすること、④統合化：プロセスは、並行した経済評価及び社会評価と関連させ、適切な事業アセス(project EIA)に重ね合わせを行うこと、⑤透明性：プロセスは、公衆による報告書提出(public reporting)に関する規定を含む明確でわかりやすい情報要件をもつこと、⑥費用対効果：プロセスは、入手可能な情報、時間及び問題点の限界内でその目標に到達すること、⑦関連性：プロセスは、その問題の重点に焦点を絞ること、⑧実用性：プロセスは、意思決定に必要なとされる情報を提示すること、等である。

### (4) EU戦略的アセスメント指令

指令の適用対象は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある以下の計画・プログラムである。

- ①農林業、漁業、エネルギー、産業、交通、廃棄物処理、水管理、通信、観光、都市及び農村計画または土地利用の分野の事業実施段階の環境影響評価の対象事業の枠組みを構成する計画
- ②その立地が及ぼすとみられる影響に鑑み、野生生物の生息域の保全に関する指令に伴う環境影響が必要とされたもの

環境保全の有効性を確保するため、計画やプログラムを実施することによる直接的、間接的な環境影響についての評価に関する情報を明示した環境影響報告書を準備することが要求される。それに必要な具体的な情報としては、以下のものが要求されている。

- ①環境脆弱地域を含む計画に関連した現存の環境問題
- ②計画によって影響を受ける地域の現存の地域特性
- ③国際水準、欧州目標、国内目標に適合するように課せられた環境上の責務
- ④計画の実施によってもたらされる重大な環境影響
- ⑤計画目的を達成するための複数案
- ⑥計画の実施による重大な環境影響を削減するような環境影響緩和策
- ⑦計画又はプログラムの実施に当たってのモニタリング措置
- ⑧提供された情報の非テクニカルな概要

このように環境報告書では、現在の知見、評価方法、計画又はプログラムの内容及び詳細さの程度、意思決定プロセスでのレベル、評価の重複を避けるために特定の事項についてこのプロセス以外の他の段階で適切に考慮しうるかどうかの可能性の程度等、を考慮する上で、合理的に必要なとされる情報を含むものとされている。

### (5) 複数案に関する規定

複数案は、アセスの核心とよく言われるが、EU指令では計画又はプログラムの目的、および地理的な範囲を考慮した合理的な複数案を明らかにし、評価することとなっている。したがって、環境影響報告書に記述される情報との関係では、以下の項目が複数案との

関係で重要である。

- ①計画又はプログラムの概要、主な目的並びに他の関連の計画及びプログラムとの関係
- ②現在の環境の状況および計画又はプログラムが実施されない場合に予想される状況
- ③計画又はプログラムの実施が環境に与える著しいマイナスの影響を回避し、低減し、できる限り相殺するために講じられる措置
- ④検討された複数案が選択された理由の概要や必要とされた情報を収集する際に、直面した技術的欠陥やノウハウ不足などの困難であった点を含め、どのような評価を行ったかについての記述

## (6) 公衆参加

SEAが効果的であるために大切なのは、プロセスのどの段階に公衆参加の機会を効果的に組み入れるかをスクリーニングすることである(8)。一般に、公衆参加には、いくつかのレベルや形態がある。例えば、①メディアや告知を通して情報を伝達する受動的参加形態(Passive Participation)、②情報形成参加(Participation by information transmission)、③協議による参加(Participation by consultation)、④機能的参加(Functional participation)、⑤相互作用参加(Interactive participation)などである(9)。このうち、②の参加形態は、わが国のアセス法が方法書への意見書提出や説明会の開催、準備書への意見書提出を認めているが、それである。③は、オランダのSEAでみられるもので、スコーピングとアセス文書の質の評価という2段階を経て実施されており、通常は、文書での意見表明か公衆意見聴取によって行われる。④、⑤のタイプとして、国家政策のレビューのために行われる公開審問などがある。いずれにせよ、公衆参加によるコミュニケーションの主たる目的は、情報を伝達すること、教育すること、情報を収集すること、権利を主張すること、協議すること、決定することにある。そのため、そのプロセスがこれらの目的を達するものでない場合には、信頼性を失うのである。このように、公衆参加は、手続に公正さを担保するチェックアンドバランス機能をもつ必要不可欠なSEAの構成要素であるため、いかなる政策、計画、プログラムの意思決定過程においても、SEAのプロセスの中に公衆参加を組み込む必要がある。しかし、内閣の機密に関する事項のように例外は必要であろうが、その場合には、機密であることが合法であることを確認しておく必要があるし、その例外は最小限にとどめるべきであろう。

また、公衆参加の性格と範囲は、意思決定のレベルに準拠して、誰が協議に参加する公衆か、時間的な段取りはどうかなどによって定まる。例えば、交通モードへの財政配分の年次報告のように、タイム・スケールが頻繁な場合や制約されている場合には、一般公衆の参加は常に可能ではないかもしれない。そのような場合は、協議に参加するのは選挙で選ばれた代表者またはNPOやNGOなどの関係団体に限定されるかもしれない。しかし、その場合でも一般公衆を排除してはならない。以上のことから、公衆参加には、特に以下の点が重要と考えることができる。

- ①公衆参加に対する「明確な期限」を設定すること。
- ②各関与主体に対して、適切な機会に「適切な情報」を提供すること。
- ③すべての参加者や関連団体が意見表明する「適切な機会」をもつこと。

## 2 わが国のSEAの現状と課題

### (1) 法的位置づけと先行的事例

環境基本法第19条は、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)や政策について環境の保全に配慮することを定めている。上位計画や政策における環境配慮のあり方については、第二次環境基本計画の中で、現状での課題を整理した上で、内容、手法などの具体的な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取組の実

例を積み重ね、その有効性、実効性の検証を行い、それを踏まえ、環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図るとしている。また、こうした検討や取組の状況に鑑みつつ、必要に応じて制度化の検討を進めるとする。その際には、上位計画や政策に対する環境配慮として、諸外国の「戦略的環境アセスメント」や、わが国の一部地方公共団体において上位計画等における環境配慮の取組みを参考にするとしている。

環境省による戦略的環境アセスメント総合研究会報告書（2000年）では、そのガイドラインの中で「地域の環境保全に責任をもつとともに、各種の計画等の策定主体となることが多い地方公共団体が先導的にSEAに取り組むことが期待される。」と示したように、自治体に戦略アセス導入の動きが活発化している(表2)。東京都や埼玉県を中心に地方自治体で戦略アセスメントの導入が進み、実施されているが、他にも広島市(多元的環境アセスメント実施要綱:平成14年3月)、京都市(計画段階環境影響評価要綱:平成16年10月)においても実施されている。自治体における戦略アセスメント制度は、個別の事業計画の実施に枠組みを与える上位計画について環境配慮を行うものである。

そこで、戦略的環境アセスメントに関する東京都と埼玉県の戦略アセスメントの概要を述べ、戦略的環境アセスメント総合研究会報告書のSEAガイドラインを含めて、戦略アセスメント制度の比較一覧を提示しながら、今後の方向性を探ってみよう。

わが国におけるSEAは、環境影響評価法の港湾計画もそのひとつの例示とされるが、より踏み込んだ形での制度は、2002年4月1日に実施された埼玉県要綱があげられる(10)。これは事業アセスとは別の独立したものであり、多段階型アセスメント制度である。計画書を公表して、「環境の保全と創造の見地からの意見を有する者」の意見を聞き、修正を加えて報告書として再び公表し、意見を求め、公聴会を経て知事が審査意見を行う。

複数の計画案等について環境面からの比較考量等を原則としつつ、関連する社会経済面の影響の推計と連携させながら環境アセスメントの実施を図るものとされている。累積的影響・複合的影響を検討するために計画等の種類や内容、対象地域に応じた、効果的・効率的な戦略的環境アセスメントの予測・評価手法を採り入れている。環境の範囲についても、従来の埼玉県環境基本条例の理念に基づき、県の環境基本計画で扱う範囲なども踏まえつつ、現行の環境影響評価制度における調査、予測及び評価の項目より幅広い領域(安全、防災を含む)を扱っている。予測・評価手法の具体例や手法の選定については、その考え方をまとめたガイドラインを整備し、定期的に更新し、また、戦略的環境アセスメントの実施に役立つ環境情報の整備も行うこととしている(11)。

条例段階のものとしては、2002年の改正東京都環境影響評価条例による計画段階と実施段階におけるアセスメントを一体一連として、個別計画、広域複合開発計画についてより早期の段階で環境への影響につき、あらかじめ調査・予測・評価を行い、その結果を公表して広く意見を求めることで、事業者が環境に配慮したよりよい計画をつくるための仕組みを目指した計画段階アセスメント制度があげられる(12)。

東京都の制度は、2003年1月1日から施行されているが、具体的な計画段階のアセスの案件は、2004年10月から「豊洲新市場建設計画」や「国分寺都市計画道路3・3・8号府中所沢線計画」を手始めとして、緒に就いたばかりの状況にある(13)。前者は施設の配置計画を主体として複数案(3案)を提案し、後者は特例環境配慮書による都市計画道路の複数案を提示するものである。参考までに環境省のSEAの研究会報告書にみるSEAの考え方の整理も含めて、それらの取組みについて表2にとりまとめたので参照されたい(14)。

## (2) 公衆参加の役割と課題

SEAも事業アセスと同様に、自己評価(セルフ・コントロール)のプロセスであるといえる。その質の善し悪しは、言うまでもなく、政策や計画の提案機関の責任である。しかし、公衆の監視と関与もチェックアンドバランス機構としては、重要な役割を果たしてい

る。この点に関して、SEAの質をチェックし、高めるために、オランダのように独立の審査主体である第三者機関を置く国や米国のように法律で特定の機関にアセスメントの質をチェックする権限を付与する国もある。いずれにしても、SEAの導入可能性やその有効性を確保するには、その国のおかれる政治的環境にある程度制約されることになる。

その中で、とりわけ重要な要因として、①政治的意思決定過程の特質、②政治的説明責任のレベル、③市民活動やNPO、NGOの影響力が指摘される。①に関連して、わが国では、北海道のように、公共事業における時のアセスメントの導入や国の審議会の中間答申や省庁の施策の決定に関連して、国民からの意見を聴取する規制の設定又は改廃に係る意見照会手続（いわゆる「パブリックコメント制度」平成11年3月23日閣議決定）の導入を図っている。②では、情報公開法（平成10年5月7日可決成立）や行政手続法（平成5年11月12日公布）の制定によって、意思決定段階での一定の情報公開と手続の透明化を図っている。③では、特定非営利活動促進法（NPO法：平成10年3月25日公布）の制定により、公益非営利団体に公益法人としての法人格が従前に比べ簡易な手続きで付与されることになり、環境保全活動など、価値中立的な不特定かつ多数のものの利益を実現するための活動が認められた。しかし、NPOの影響力は、彼らの活動によって、どれだけ人的を含む各種の資源を活用できるか、どれだけ正鵠を得た批判的な分析ができるか、どれだけ政治的圧力を生めるかによって大きく変わるのである。今のところ、環境保全活動を柱とするNPOは創生期にあると言えるが、今後は、市民に開かれた存在として自らの活動を積極的に情報公開することで、その社会的存在意義を明らかにしつつ、その信用度の高い活動による健全な発展が期待されている。

このように、わが国の状況は近年、急速に制度的な整備が進み、変化を遂げている。また、わが国のSEAの法的な素地は、環境基本法19条に規定されている。現在、環境庁ではアセス法の付帯決議を受ける形で、SEAの制度化に向けて検討委員会を組織して調査を継続している。地方公共団体の取り組みについては、先に見たとおりである。

### 3 ODAにおけるSEAの取り組み

#### (1) 社会環境配慮ガイドライン

開発援助と環境との関係を見ると、先進国が開発援助（ODA）を実施する場合、開発途上国に環境破壊を発生させないように、いかに環境配慮を行うかという側面があるが、国際援助機関等の政策支援プログラムのなかでの対応を見ると、政策・計画・プログラム段階でアセスメントを実施する仕組みをとるなど、柔軟な計画段階で環境配慮を組み込む仕組みがある。このSEAは、世銀の国別援助戦略の策定や案件のアプレイザル段階で適用されている(15)。先にも述べたが、世銀、ADB、EBRDといった多国間援助機関は、環境ガイドラインを整備し、社会環境に係る非自発的住民移転や先住民に係るポリシー（世銀OP4.12及びOD4.20）を定め、OECD（ECA及びDAC）の環境ガイドラインにおいても住民移転のガイドラインが整備され、社会環境への配慮に重点が置かれるようになってきた(16)。以下にわが国の取り組みについてみてみよう。

JBICの環境社会配慮ガイドラインは、国際金融等業務および海外経済協力業務に共通に適用され、環境社会配慮確認を通じて持続可能な開発への努力に貢献しつつ、地球環境保全等に貢献するプロジェクトを積極的に支援するというものである(17)。環境社会配慮確認の対象は、汚染対策、自然環境、社会環境（非自発的移転、先住民等への人権の尊重を含む）であるが、確認に当たっては、現地基準の遵守のみならず、国際的な基準やグッド・プラクティス（より良き経験）を参照して実施される。その場合、現地基準と国際的基準に大きな乖離がある場合には、相手国やプロジェクト実施主体者等との対話を通して、背景等を確認するとされている。

一方、JICAのガイドラインは、JICAが行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府

に求める要件を示し、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促し、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施の確保を目的とするものである。この環境社会配慮とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響を意味し、これらに配慮することとされている(18)。

JBIC の環境社会配慮確認の基本方針は、①相手国の主権を尊重しつつ、相手国、借入人等との対話を重視すること、②透明性とアカウンタビリティを確保したプロセスにおける地域住民、現地 NGO を含むステークホルダーの参加の重要性を認識すること、等にある。ガイドラインの目的・位置づけについて、ガイドラインは、①環境社会配慮確認の手続き、②判断基準、③融資対象プロジェクトに求められる環境社会配慮という要件を示すものである。事前にガイドラインを明らかにすることによって、借入人等のプロジェクト実施主体に適切な環境社会配慮を実施するように誘導することができ、ガイドラインの内容を意思決定に反映できることである。すなわち、適切な環境社会配慮がなされない場合には、適切な配慮がなされるよう働きかけを行い、それが確保されない場合には、融資を行わないという意思決定を行うというものである。

JICA の基本方針では、①幅広い影響を配慮対象とすること、②早期の段階から環境社会配慮を実施すること、③協力事業完了以降にフォローアップを行うこと、④協力事業の実施において説明責任を果たすこと、⑤ステークホルダーの参加を求めること、⑥情報公開を行うこと、⑦JICA の実施体制を強化すること、という7つを重要事項として定めている。

スクリーニングの手続きは、できる限り早期に行うとされ、カテゴリー分類に対応した環境社会配慮を確保するものであるが、環境レビューを必須とする重要なものは、カテゴリー A 案件である(19)。

情報公開については、融資契約締結前におけるスクリーニング情報、融資契約締結後における環境レビュー結果、環境アセスメント報告書等に対してウェブサイトを通して情報公開を確保するというものである。

ガイドラインの適切な実施・遵守の確保のため、JBIC 及び JICA は異議申立て制度を導入している(20)。この制度は、アカウンタビリティの確保のため、開かれた透明性の高いプロセスとして、疑義に対する真摯な対応、プロジェクトの無用な遅延の回避等、種々の観点から検討されるとともに、主権侵害や濫用防止等にも配慮するというものといえる。

## (2) 環境社会配慮ガイドラインの運用と課題

JBIC および JICA の環境社会配慮ガイドラインは、いずれも計画段階で、できるだけ早期から、調査・検討を行い、結果をプロジェクト計画に反映しなければならないとする。また、環境関連費用・便益をできるだけ定量的に評価し、事業の他の要素（経済、財務、制度、社会、技術）との密接な調和を図るとされている。この点は SEA に取り組むシステムの要素の一部導入したものと評価できる(21)。

環境社会配慮ガイドラインは、運用が始まったばかりであり、その運用の課題が明確になっているわけでは必ずしもないが、これまでのアセスメントの運用上の課題から以下の留意点を指摘しておきたい。

①まず、カテゴリー分類に関連して、①影響を及ぼしやすいセクター（たとえば、鉱業開発、工業開発などの大規模なもの）、②影響を及ぼしやすい特性（たとえば、大規模非自発的住民移転）、③影響を受けやすい地域（たとえば、国立公園等の保護対象地域）を例示することによって、カテゴリー A 案件の選定を行うのが一般的であるが、その場合の規模要件、事業特性や地域特性に一義的な定義があるわけではない。規模要件を定めるのはわが国のアセスメントの特徴であり、アジア地域の国も影響を受けているが、諸外国は必ずしも定めているわけではないことに注意を払う必要がある。

②つぎに、スコーピングの際には、先にも触れたが、当該国の技術能力の問題があり、社会環境のウェイトは相対的に低いという面と自然環境に関する基礎データの欠如という面を見逃してはならない。また、ステークホルダーの範囲をどこまで捉えるのかという問題とその協議の実質をいかに確保するかという課題がある。

アセスメントの内容では、複数の代替案の検討がどのようになされているかは、アセスメントの根幹に関わる問題である。一般的には、回避、最小化、代償というプロセスをとるが、往々にして基準適合型のアセスメントは少なくない。

③SEAの考え方からは、ガイドラインで定められた「合理的と考えられる範囲で派生的・二次的な影響、累積的な影響」を検討の対象とするが、これまでは、当該事業がどこまで含むのか特定できないことや事業アセスのみしかなされてこなかったことから、計画のフレームに対する複合的・累積的影響について、ガイドラインや参考図書を作成し、支援する必要性がある。

④環境社会配慮では、合意形成のツールとしてのアセスメントの要素に重きが置かれるが、社会的合意を確認する方法としてあげられているステークホルダーとの協議の運用について、協議記録の作成が重要である。

以上、ODAと環境アセスメントについて、最近のわが国の援助機関の取り組みを中心にみてきたが、環境影響評価法に基づく事業アセスメントと国際協力に伴うアセスメントとの違いに注意する必要があると思われる。とくに、社会環境配慮という視点は、環境影響評価法にはみられないのみならず、わが国のアセスメントでは経験のきわめて少ない視点であるといえる。これらの点は、今後のJBIC及びJICAの審査経験の蓄積を基礎としてグッド・プラクティスを積み重ね、蓄積していくことでわが国のアセスメント一般にも新しい地平を示唆するものとなることを願ってやまない。

#### 4 SEAシステム導入によって期待されるもの

わが国の持続可能な社会形成のためのSEAの役割と期待としては、以下の3点があげられる。まず、役割としては、①経済成長と環境保全との調和を図り、社会を持続的発展の方向へと導くこと、つぎに、②公衆を意思決定の際に組み込むことで責任分担を可能とすること、さらに、③SEAと事業アセスとの相互の補完及び連動を図り、現状の様々な環境関連問題群を解決することがあげられよう。

また、SEAに期待されていることとして、①包括的評価法の有効性、②累積的・複合的影響の評価、③事業の実施段階での環境アセスメント等との重複の回避があげられる。①は、SEAの方法論を特定するのは容易ではないが、代替案の評価も考慮され多様な状況への適用が可能である。いずれの計画の中にも多様なサブプランが含まれているため、環境及び土地利用計画の戦略的統合において、有効性は増すと考えられる。②としては、小規模事業による環境への負荷は重大な影響となることや、また同一地域で集中的に実施された複数の事業による環境への影響についての予測・評価が可能となる。③として、SEAを行った後に事業の実施段階での環境アセスメントを行う際には、評価の重複を避けるため、SEAの結果を適切に活用することが重要である。

具体的な手続きとしては、①複数案の比較による評価、②スコーピング、③評価の視点、④手続の統合、⑤評価文書の分かりやすさ、⑥地方公共団体の役割の重要性、という6点を指摘しておきたい。

まず、①SEAでは、複数の案について比較評価を行うことが必要であるが、検討すべき案の範囲として、とりうる選択の幅をカバーする必要がある。とりわけ、「戦略的な」レベルで意味のある選択肢を検討しなければならない。②は事業の実施段階での環境アセスメント以上に重要であり、単なる手法や項目の検討から「検討範囲の設定」及び「問題の絞込み」という性格等が強まるためである。また、制度設計に当たっては、SEAをどの

ような事項に関し、どのようなタイミングで、どのような手続を経て行うかは、対象とする計画等の内容やその立案プロセス等に即して、弾力的に対応することが重要である。③の環境保全面からの評価については、環境基本計画等で望ましい環境像や環境保全対策の基本方向が示されていることが望ましい。また、広域的な視点からの環境の改善効果も含めた評価やSEAでは、より広域的な視点から、環境改善効果も含めて、複数の事業の累積的な影響を評価することが期待される。といっても、SEA計画等を対象とするため、環境影響の予測結果等には不確実性が伴うが、不確実性を過大に考えるのではなく、不確実性があることを前提に、スコーピングや複数案の比較評価などを活用し、計画等に適した評価を行うという対応が重要である。これらは、いずれも現行のアセス法に導入されたスコーピング手続の活用により、アセス法でSEAに期待できる役割の一定部分は実現できるといえよう。

なお、評価のためのガイドラインを整備し、具体的な事例の積み重ねによって、各主体の参考となるガイドラインを提示し、SEAの実施を促すことが求められる。

④は、環境面からの評価が科学的かつ客観的に行われるためには、環境面からの必要性に対応して関与すべき者が適切に位置づけられた手続が必要である。このため、SEAは環境面に焦点を絞った一定の独立した手続として設けられる必要がある。⑤として、評価文書は、科学的な環境情報の交流ベースとしての機能、意思決定の際に勘案すべき情報提供機能をもっており、分かりやすく記載するよう努めることが大切である。⑥は、各種計画の策定主体としての期待や地域環境保全に責任をもつ姿勢から、地方公共団体が先導的にSEAに取り組むことが必要である。

さらに、将来的には、次世代の多段階型環境アセスメントとして、意思決定のおおもとの段階にさかのぼり、予測・評価の領域を拡大し、多段階型の環境アセスメントの検討も一法である。また、その場合には、社会経済面への影響評価を実施し、社会への影響や経済的効果などを予測・評価すると同時に、環境への影響評価もあわせて検討することで、より適切な環境への配慮のあり方は可能であると考えられる。

#### おわりに

以上、EUのSEAを事例にその現状についてみてきた。翻って、わが国のアセス法をみると、生物の多様性や生態系の健全性の保全、人と自然の豊かな触れ合い、温暖化をはじめとする地球環境への負荷の低減や廃棄物の減量といった要素について、環境影響を回避・低減する観点から、環境影響評価の項目等選定や環境保全措置といった「枠組み」を定め、事業者に実行可能な範囲で検討・評価させることにより、持続可能な社会の構築に向けて誘導していく枠組み規制法として制定されたものと理解される。

冒頭にも述べたが、持続可能な社会を構築するためには、環境アセスメントのツールを用いて、SEAと事業アセスとの相互補完、相互連動を図ることが大切である。英国のようなAppraisalベースのSEAをとるか、米国のEIAベースのSEAをとるかは別として、政策立案や計画の早期の段階における環境アセスメントを実施する社会的、制度的な道具立てを用意し、意思形成プロセスに環境配慮を第一義的に内部化し、さらに、NPO等の参加を促進する条件を整備することにより、そのプロセスの透明化や責任の共有化を一層図ることが、現下の課題であると考えられる。

#### 注

(1) 環境庁・外務省監訳『アジェンダ21』海外環境協力センター、1993年、420頁。

(2) SEAの定義については、Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment of the Netherlands: "Strategic Environmental Assessment - Status, Challenges, and Future Directions", 1996 邦訳として、国際影響評価学会日本支部訳『戦略的環境アセス